



市民の皆さん、新年あけましておめでとうございます。輝かしい新春を、健やかに迎えのことと心からお慶び申し上げます。

昨年は、東日本大震災により東北地方を中心とした甚大な被害が発生し、さらには、我が国がこれまで経験したことのない深刻な原子力災害となりました。

本市においても、震災直後より被災関係市町村に対し、支援を行ってまいりました。今後ともできる限りの援助を行ってまいりたいと考えております。

また、市民の皆さんの安心安全が如何なる事態においても確保されるよう、原子力発電所の安全確保、防災対策に、全力を挙げ取り組んでまいります。

先月には、エネルギー研究開発拠点化計画の一環として進められている福井大学国際原子力工学研究所の建設工事が完成しました。この施設を拠点に、原子力防災・危機管理に関わる研究開発を始めとしたトップレベルの研究が行われ、地域の安心安全に貢献されることを期待するものがあります。

昨年11月には、敦賀港が国の進める日本海側拠点港に選定されました。今後これを契機として、新規航路の開港など、積極的なポートセールスを継続して行い、より一層の港の活性化に努めてまいりる所存でございます。

本市は昨年、第6次敦賀市総合計画を策定し、「世界をつなぐ港まち みんなで拓く交流拠点都市 敦賀」を将来都市像と定めました。今年はその実現に向け、新たなまちづくりへのチャレンジの年であります。

また、敦賀長浜間鉄道開通130周年、欧亜国際連絡列車運行100周年、敦賀ウラジオストク定期航路開設110周年と鉄道と港に関する記念の年となります。

これに合わせ、関係機関・行政が一体となり、各種記念プロジェクトを推進し、中心市街地の活性化や観光振興に繋がるよう、取り組んでまいります。

さらに、昨年末には、最終調整に入っていた北陸新幹線金沢―敦賀間の整備方針が決定されました。このことは、

敦賀市長



河瀬一治

災害時における代替補完ルートとしての重要性などを訴えてきたことがようやく実を結び、敦賀までの延伸認可、着工が大きく前進したものであると認識しております。

今後は、早期整備に向けて、気を緩めることなく関係機関、団体の皆さんと一体となって取り組んでまいります。

敦賀市の新しい未来は、市民の皆さん一人ひとりのお力添えがあつて、はじめて実現するものであります。

どうか、今後とも、より一層のご支援ご協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、幸多い年であることを心からお祈り申し上げます、新年のごあいさつといたします。

平成23年
敦賀市10大ニュース決定

10	敦賀港金ヶ崎緑地周辺の岸壁にジンベエザメが現れ、多くの人で賑わう。愛称は「ツルベイちゃん」に決定。
9	市立敦賀病院に救急科新設。
8	日本ゼオン(株)と産業団地の分譲仮契約調印。 (株)三徳がレアアース合金製造工場を、JX日鉱日石金属(株)がレアメタルパイロットプラントを建設中。
7	市内全小・中学校の耐震補強工事が完了。
6	市民活動団体で組織する「とんとんキッズプロジェクト」が被災地の子供たちを支援。
5	台風15号の影響で井の口川が増水し、敦賀市で初めての避難勧告を「荻生野・萩野町」に発令。
4	東日本大震災発生に伴い被災地に救援物資を搬送するとともに市職員を派遣。
3	敦賀市長河瀬一治氏5選、危機管理監として木村学氏を副市長に登用。
2	敦賀市議会議員選挙、現職19人、新人5人、元職2人が当選。議長に堂前一幸氏、副議長に北條正氏就任。
1	台風15号の影響で井の口川が増水し、敦賀市で初めての避難勧告を「荻生野・萩野町」に発令。

税の申告

正しく

お早めに

今年も税の申告時期になりました。申告しなかったために、所得控除が受けられなくなったり、各種手当などの受給手続きが遅れたりすることがあります。また、所得証明が出せないこともあります。必ず期限内に申告を済ませましょう！

市では

市・県民税

国民健康保険税

の申告の受付を行います

申告期間

2月16日(木)～3月15日(木)

★左の日程表をよく確認の上、各会場へお越しください。

問合せ 市役所 税務課

☎22・8106

申告受付日程

2月中は各地区へ出張申告を行っています。市役所での申告は3月1日以降にお願いします。

2月	とき	ところ
16日(木)	9:00～11:30	旧葉原小学校
	9:00～16:00	農協東部支店
17日(金)	9:00～11:30	横浜公会堂
	13:30～16:00	東浦公民館
20日(月)	9:00～16:00	農協東部支店
	9:00～11:30	赤崎小学校
21日(火)	9:00～16:00	栗野公民館
		農協栗野支店
22日(水)	9:00～16:00	中郷公民館
		農協東部支店
23日(木)	9:00～16:00	愛発公民館
		農協東部支店
24日(金)	9:00～16:00	農協東部支店
		農協東部支店
29日(水)	9:00～16:00	農協東部支店
		農協東部支店

3月	とき	ところ
1日(木)	9:00～16:00	市役所(4階講堂)
		農協敦賀支店
2日(金)	9:00～16:00	農協栗野支店
		農協敦賀支店
5日(月)	9:00～16:00	市役所(4階講堂)
		農協敦賀支店
6日(火)	9:00～16:00	農協本店
		農協本店
7日(水)	9:00～16:00	農協本店
		農協本店
8日(木)	9:00～16:00	農協本店
		農協本店
9日(金)	9:00～16:00	市役所(4階講堂)
		農協本店
12日(月)	9:00～16:00	農協本店
		農協本店
13日(火)	9:00～16:00	農協本店
		農協本店
14日(水)	9:00～16:00	農協本店
		農協本店
15日(木)	9:00～16:00	農協本店
		農協本店

《確定申告出張申告会場》

税務署職員による出張申告会場を設置します。確定申告をされる方は、こちらの会場をご利用ください。
2月21日(火)～22日(水) 栗野公民館
2月28日(火)～3月7日(水) 市役所4階

申告が必要な方

- 平成24年1月1日現在、敦賀市に住所がある方で、昨年1年間に何らかの収入があった方
- 収入が全くなかった方または失業保険、遺族年金、障害年金の収入のみの方で、
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険(第1号被保険者)に加入している方または加入予定の方
- 国民年金保険料の免除・児童扶養手当等の支給を受けている方または受ける予定の方
- 障害福祉に関して、所得に

応じて助成額等が変わる制度を利用される方

(同世帯の方の申告が必要な場合もあります)

- 平成24年度に市内の私立幼稚園に入園または在園する園児の保護者で、就園奨励補助により保育料の減免を受ける予定の方

申告する必要のない方

- 税務署に所得税の確定申告をする方(確定申告は市・県民税の申告を兼ねています)
- 一力所からの給与収入のみで、勤務先から市役所に「給与支払

報告書」が提出されている方

●公的年金収入(遺族年金・障害年金の収入を除く)のみで、各種控除を受けなくても市・県民税のかららない方

申告に必要なもの

- 印鑑
- 平成23年分源泉徴収票(給与、年金収入がある方)
- 収支内訳書、帳簿、必要経費の領収書(営業、農業、不動産収入のある方)
- ※事前に収支を計算しておいてください。
- 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料・小規模企業共済・生命保険料・地震保険料(または旧損害保険料)等の領収書または支払証明書
- 医療費の領収書やレシート、保険等で補てんされた金額の分かるもの(医療費控除の申告をする方)
- ※事前に医療を受けた方および病院・薬局別に計算してください。
- 寄附金受領証明書(寄附金税額控除の申告をする方)
- 障害者手帳(市町村長等の認定を受けている方を含む)、療育手帳等(お持ちの方)など

税務署では

所得税・消費税の確定申告を受け付けています

申告・納税期限

- 所得税 3月15日(木)
- 消費税 4月2日(月)

問合せ 敦賀税務署

☎22・1010

確定申告は便利なe-Tax(インターネット)で

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動で計算され、所得税、消費税の確定申告書や青色決算書などが作成できます。

申告書などを作成した後は、同コーナーからそのままe-Taxを利用して税務署に送信できるほか、自宅のプリンタで印刷して、送付等により税務署へ提出することもできます。

国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp/>

《e-Tax利用によるメリット》

- ①最高4,000円の税額控除(平成19年分～22年分の確定申告でこの控除を受けていない方のみ)
- ②添付書類(源泉徴収票など)の提出省略(確定申告期限から5年間は、添付書類の提出または提示を求められることがあります)
- ③還付金がスピーディー(3週間程度に短縮)

税務署職員によるe-Taxの出張申告相談を行います。

栗野公民館 2月21日(火)～22日(水)
市役所4階 2月28日(火)～3月7日(水)

e-Taxをご利用いただく前に《必要なもの》

- 電子証明書付き住民基本台帳カード(市役所市民課で取得できます)
- 電子証明書の有効期限は発行日から3年間です。既に取得されている方で有効期限が切れる方は、市民課で更新の手続きをお願いします。(電子証明書等の取得に関する問合せ 市民課 ☎22・8116)
- ICカードリーダーライター(家電量販店などで購入できます)

平成24年度からの個人市・県民税改正点

1 扶養控除の見直し

子ども手当の創設や高等学校授業料の実質無償化に伴い、次の通りに改正されます。

控除対象扶養親族の年齢	改正前 (H23年度まで)	改正後 (H24年度から)
16歳未満	33万円	控除対象外
16歳以上19歳未満	45万円	33万円
19歳以上23歳未満	45万円	

2 同居の特別障害者に対する障害者控除の見直し

16歳未満の扶養親族に対する扶養控除の廃止に伴い特別障害者控除額などが改められます。

【同居特別障害者に対する障害者控除額】

配偶者及び扶養親族に対する障害者控除額	改正前	改正後
障害者控除	26万円	26万円
特別障害者控除	30万円	30万円
同居特別障害者控除(新設)		53万円
同居特別障害者の配偶者・扶養控除加算	23万円	

- 16歳未満の扶養親族に対する扶養控除の適用はありませんが、障害者である場合は、障害者控除が適用されますので申告をお願いします。

3 「16歳未満の扶養親族」の申告

16歳未満の扶養親族に対する扶養控除は廃止されますが、市・県民税の非課税限度額の算定に扶養親族の人数が必要になります。16歳未満の扶養親族についても申告をお願いします。

「16歳未満の扶養親族」の申告が漏れたときは

今まで非課税の方が課税されたり、均等割のみの方が所得割も課税される場合があります。また、障害者控除や寡婦(夫)控除にならず、税額が増える場合があります。※年末調整などで申告が漏れた場合は市・県民税の申告書により追加で申告が可能です。

4 公的年金所得者の確定申告手続きの簡素化

次の①②両方に該当する場合、確定申告書を提出する必要がなくなります。

- ①年中の公的年金等の収入金額が400万円以下
 - ②公的年金等以外の所得金額が20万円以下
- ※1 医療費控除の追加などで、**所得税の還付を受ける場合は確定申告できます。**
- ※2 公的年金等以外の所得が20万円以下で**所得税の確定申告が不要の場合でも**、市・県民税の申告は必要です。

5 寄附金税額控除の改正

市・県民税に係る寄附金税額控除の適用下限額が、5,000円から2,000円に引き下げられます。